

指定管理者の指定に関する急施専決処分報告について
(大阪市立市民交流センターひらの)

大阪市立市民交流センターひらのについて、平成24年9月1日に指定管理者である連合体の構成員の変更があったことに伴い、当該変更後の構成員による連合体を指定管理者に指定する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年8月28日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成24年9月 7 日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定管理者

大阪市平野区平野市町3丁目12番15号

大阪市立市民交流センターひらの指定管理者連合体

構成員 一般社団法人 大阪市平野人権協会

社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

2 指定の期間 平成24年9月1日から平成26年3月31日まで

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7－11 省 略